

等々力溪谷樹林地健全化作業委託(概算契約) 公募型プロポーザル説明書

世田谷区

1. 事業計画の概要

(1) 契約件名

等々力溪谷樹林地健全化作業委託(概算契約)

(2) 委託箇所：世田谷区等々力2-22-26

(3) 対象地：等々力溪谷公園（31,501.91㎡）

(4) 事業計画の目的と内容

等々力溪谷公園は、等々力溪谷公園の溪谷樹林地においては、平成11年に東京都文化財保護条例によって、東京都指定「名勝」に指定され、区および地域に溪谷とその樹林の保全に努めてきた。

近年、樹木の生育による樹林地環境の変化や表土の流出、樹木の根上がり等が進んでいる。令和5年7月に倒木や土砂崩壊などが発生し等々力溪谷公園の遊歩道を閉鎖したところであり、伐採や剪定を要する樹木の対応を実施している。

等々力溪谷は「名勝」に指定されていることから、伐採や剪定作業だけでなく、現在の溪谷景観や湧水循環、生物多様性などに最大限配慮しつつ樹林地の健全化を図っていく必要がある。

本委託は樹林地健全化作業の一部を総価契約、一部作業、資材調達を概算契約とし委託するものである。なお、別途発注する「仮称等々力溪谷樹林地健全化作業監理委託」における受託者と連携し作業を実施すること。

(5) 履行期間

令和7年6月下旬から令和10年3月下旬まで（予定）

※令和7年度以降の契約については、各年度当初予算の配当を条件とする。

※令和7年度の履行期限は、令和8年3月下旬まで、令和8年度の履行期限は、令和9年3月下旬までとする。ただし、委託契約は年度ごとに行い、各年度の履行内容が良好と認められること、予算案が議決され、予算が配当されること等を条件として、翌年度の契約を行う。

2. 提案限度額

令和7年度 30,000,000円（消費税込み）

令和8年度 17,000,000円（消費税込み）

令和9年度 17,000,000円（消費税込み）

（令和8年度以降の金額についてはあくまで参考値であり、この通りの金額での契約締結を見込むものではない。参加事業者は上記金額を参考とし、提案金額の範囲内での提案を行うこと。）

3. 審査委員会

委託先の候補者を選定するため、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱により審査委員会を設置する。

4. プロポーザル方式を採用する理由

等々力溪谷においては、令和5年7月に等々力溪谷公園内の遊歩道沿いの樹木の倒木があり、調査を実施したところ、約700本の樹木のうち病虫害や腐食等により対応が可能な危険木約50本について、剪定・伐採作業等を進めている。溪谷公園内は急傾斜地であるため、作業車両や建設機械がほとんど入れないなかで樹木の伐採、剪定作業を進めている。

等々力溪谷では、枯れていく高木群の後継樹木の生育が見られず低木やつるの繁茂、ヤブが形成されるとともに、斜面崩壊や根上がり、ナラ枯れの被害も発生しており、樹林地の環境改善が課題となっている。

東京都23区唯一の自然溪谷として、武蔵野台地南端に位置する崖線からたくさんの湧水が発生し、湿地を形成するなど豊かな自然環境を有している。これらの環境を保全するため、等々力溪谷は風致公園として整備され、東京都指定文化財保護条例により「名勝」に指定されていることから、自然環境の保全を図るとともに、溪谷景観にも配慮し自然素材等を用いた対策工法を用いることが望ましい。

樹林地の改善にあたっては、①樹木の生育環境の改善、②樹木の再生、③表土の保全と水脈の再生、④樹木の根の保全と活性化を図っていく必要がある。

これらの対策を実現するためには、樹林地健全化の作業監理者の指導のもと、優れた造園技術の発揮や湧水や斜面地での自然環境に配慮した作業能力、通常の重機が進入できないため使用する資材の搬出入の創意工夫など高度な作業技術が求められる。

これらの条件を満たす能力等を有する事業者には委託する必要があるため、プロポーザル方式により候補者を選定する。

5. 参加資格条件

提案提出者は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。本プロポーザルに参加できる者は、以下の項目に該当する単体企業とする。

(1) 本プロポーザルに参加する応募者の場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ①単体企業（再委託する協力会社を含む）は本業務を的確に履行可能な実施体制を確保し執行できる能力を有すること。
- ②世田谷区の競争入札参加資格者名簿に世田谷区内の本店として登録されており、営業種目「道路・公園管理」の取扱品目「樹木・花壇保護」に売上の申請があり、A・B・Cのいずれかに等級格付けされている者のうち、建物清掃及び道路清掃の売上が主でない者（造園業を主とする者）。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ④世田谷区から指名停止及び入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- ⑥会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- ⑦応募者又はその役員が、世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月10日条例第55号）第2条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団関係者及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

みどり33推進担当部長 釘宮 洋之
みどり政策課長 黒岩 さや香
公園緑地課長 岸本 隆
施設管理担当係長 渡邊 徹也

なお、上記構成員は公告時点のものであり、人事異動により新たに着任した委員が事業者にも所属することになった等、本要件を満たさなくなったときは、その時点で参加資格を失うものとする。なお、委員の変更があったときは、区が参加表明書を受領した者に通知する。（ただし、区による参加資格の確認や提案書の選定の結果、本委託契約の相手方として特定する予定のない事業者を除く。）

(2) 参加における制限

- ①応募者からの応募は1点のみとする。
- ②応募者は、連名による応募はできない。

※上記①～②の制限に関しては、各企業の支店など事業所が別であっても、同一法人格の場合は同一企業と見なす。

(3) 参加資格要件

①以下の項目を満たす技術者を配置するものとする。

1 級造園技能士

②以下の項目を満たす会社であること。

世田谷区内の公園緑地や樹林地等における作業実績を令和2年から5件以上有すること。

※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。

6. スケジュール

○手続き開始の公告	令和7年 3月31日 (月)
○説明書交付及び 現地見学の申し込み期間	令和7年 3月31日 (月) ～4月21日 (月)
○参加表明書の提出期間	令和7年 4月 7日 (月) ～4月21日 (月)
○プロポーザル招請通知	令和7年 4月23日 (水)
○現地見学	令和7年 4月28日 (月) ～5月2日 (金) ※見学日時は、申し込み事業者と調整します。
○質問書受付期間	令和7年 5月 2日 (金) ～5月9日 (金)
○質問回答書送付及び 区ホームページ掲載日	令和7年 5月13日 (火)
○参考資料貸与申込み期間	令和7年 4月24日 (木) ～5月 9日 (金)
○提案書 (審査書類) の提出期間	令和7年 5月21日 (水) ～5月28日 (水)
○1次審査 (審査会審査)	令和7年6月上旬
○ヒアリング審査	令和7年6月中旬 ※決定次第、ホームページに掲載します。
○審査結果の通知	令和7年6月下旬
○契約予定時期	令和7年6月下旬

7. 担当部署

みどり33推進担当部公園緑地課 玉川公園管理事務所 向吉
世田谷区中町4-35-11 1階 (電話03-3704-4972)
なお、電子メールアドレスは参加表明受付時にお知らせする。

8. 現地見学の実施

プロポーザルを招請する者を対象に現地見学を実施する。

(1) 実施日時

令和7年4月28日 (月) ～5月2日 (金)

(2) 留意事項

- ・現地見学の受け入れは各社6名までとする。
- ・実施日時の具体的な時間は、プロポーザル招請する者と調整し決定する。調整にあたっては、参加者の氏名、所属等を求める。

9. 説明書の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間

令和7年3月31日 (月) から4月21日 (月)

(2) 交付方法

①世田谷区ホームページよりダウンロード

HP: [世田谷区ホーム](#) > [検索メニュー](#) > [区政情報](#) > [契約・入札情報](#) > [発注情報](#) > [現在実施中のプロポーザル情報](#) > [住まい・街づくり・環境](#)

② 7. 担当部署の窓口にて直接交付※土・日曜、祝日を除く9時から17時まで

10. 参加表明書の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年4月7日（月）から4月21日（月）まで（土日祝日を除く9時から17時まで）

(2) 提出方法及び部数

7. 担当部署窓口を持参又は郵送（4月21日17時必着）による。

・参加表明書一式 【11.（2）①～⑥】1部

※①は正・副各1部ずつ用意する。

※②～⑥を2穴紙ファイル等に綴じ①を添えて提出する。

11. 参加表明書に求める内容

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

(2) 参加表明書に求める内容

各様式に必要な事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
① 参加表明書 【様式1】	・【様式1】参加表明書 ※正・副各1部ずつ提出すること。内容を確認し、副本は受領印を押印し返却する。
② 応募事業者の概要 【様式2】	・応募事業者名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金額、従業員数、沿革、事業内容を記載する。
③ 協力会社参加届【様式3】	・再委託先の協力会社の概要、再委託する業務範囲を記載する。
④ 業務実施体制 【様式4】	・配置予定の技術者を記載する。 ① 1級造園技能士 ※その他、本業務に相応しいと考えられる技術者等の配置提案を認める。 ・担当技術者欄は、最低2名とし、必要に応じて適宜追加すること。 ・当該業務の一部を事業者等へ再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先を記載すること。
⑤ 納税（滞納なし）証明書	・都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
⑥ 参考資料 【様式自由】 ※提出は任意とする。	・単体企業（再委託含む）の会社概要がわかるパンフレット等

(3) 参加表明後、辞退する場合は速やかに【様式12】辞退届を提出すること。

12. プロポーザル招請通知の送付

参加表明書類提出後、区が参加資格の確認を行い、参加資格を満たす事業者全てにプロポーザル招請通知を郵送する。

13. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和7年5月2日(金)から5月9日(金)まで(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 質問方法

【様式10】「プロポーザル質問書」を電子メールに添付し提出すること。件名は『等々力溪谷樹林地健全化作業委託プロポーザル質問』とし、件名の末尾には会社名を明記すること。なお、電話での質問には応じない。

(3) 回答方法

質問事項を取りまとめ、令和7年5月13日(火)までに質問者全員に電子メールにより回答する。また、世田谷区ホームページにも掲載する。

14. 参考資料の貸与

下記の参考資料を必要とする場合は【様式11】「参考資料貸与申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付し提出すること。詳細については【様式11】「参考資料貸与申込書」の注意事項を確認すること。

(1) 受付期間：令和7年4月24日(木)から5月9日(金)まで

(2) 提出方法：【様式11】「参考資料貸与申込書」に必要事項記載の上、押印し電子メールにてPDF形式で添付、提出すること。

(3) 貸与資料一覧

【参考資料1】等々力溪谷平面図、横断図(PDF/AutoCAD)

【参考資料2】等々力溪谷名勝区域保存管理計画(平成15年3月)一部抜粋

※提案書作成にあたり参考とすることができる。なお、参考資料を提案書に引用することを求めているわけではない。

15. 提案書(1次審査)の提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年5月21日(水)から5月28日(水)(土日祝日を除く9時から17時まで)

(2) 提出方法及び部数

7. 担当部署窓口を持参又は郵送による。下記資料を提出すること。提出時に提出書類に過不足がないか確認し受付とする。

・提案書(1次審査書類一式)(正本)【16.(2)①～④※名入り】 1部

・提案書(1次審査書類一式)(副本)【16.(2)①～④※名無し】 7部

(※提案書(副)は審査で使用するので【様式6】の提出者及び連絡担当者欄は削除し提出すること。15.(2)①～④※名無しをクリップ留めとし提出する。)

16. 提案書(1次審査)に求める内容及び審査方法

(1) 書式と内容について

文字サイズ12ポイントを標準とし、文字は読みやすい大きさとする。用紙は片面印刷、カラー可とし、各項目について記載すること。留意事項に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。また、提出物の記載内容等について区担当者より確認を要すると判断した場合は、個別に確認のため連絡をとることがある。

提案書(1次審査書類)の副本については、審査に用いることから、実績等の記入にあたっては、社名、組織名、担当者名、発注者名、対象箇所名、地域名や地名等の再委託先等を含ん

だ応募者を特定することができる内容は伏字（例：〇〇区立〇〇公園等）とすること。特定できる内容が記載された場合には、必要に応じ審査段階において、該当箇所に墨入れを行うことがある。

提案書（１次審査書類）の作成にあたっては、別紙仕様書（案）及び貸与する参考資料等を参考とし、企画提案を行うこととする。仕様書（案）の内容を踏まえ企画提案することとするが、企画提案により業務の内容や数量等については、事業主旨を踏まえ変更して提案することは可能である。

（２）提案書（１次審査書類）に求める内容

各様式に必要事項を記入し提出すること。

項 目	留意事項
①【様式５】提案書（１次審査書類）表紙	提案書（１次審査書類）の副本は、審査で使用するもので提出者及び連絡担当者欄は記載しないこと。
②（課題１）業務実施体制の考え方	
【様式６】 A３サイズ（横）／１枚	別紙１業務実施方針に示される等々力溪谷の樹林地環境の改善作業を確実に進めるためには、どのような技術者を配置し作業実施体制をつくり業務に取り組んでいく必要があると考えるか。 求められる技術者、作業スタッフの能力、取り組み体制、役割分担について、考えを記述すること。 ※参加資格要件に記載の技術者に加えて、その他本業務を適切に履行するにあたり相応しい技術者等の配置提案を認める。 ※２次審査の質疑応答に用いるので、役割分担や技術者の資格、能力等わかるよう記述すること。
③ 等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案	
右記の方針を踏まえ、課題に対する提案を作成すること。	【等々力溪谷公園の樹林地環境の改善の方針】 ア) 等々力溪谷公園の課題 やぶ化、斜面崩壊、表土流出、根上がり、ナラ枯れ イ) 樹林地健全化に向けた取り組み ①生育環境の改善 樹木の育成にあたり、支障木の選択伐採や支障枝の剪定等を行い、樹木育成環境の改善を図る。 ②樹木の再生 既存樹木の樹勢回復や、苗木の植え付け播種を行い、後継樹木の育成を行う。 ③表土の保全と水脈の再生 石やヤシガラなどを用いた土留めを設置し、表土を保全する。斜面に溝や穴を掘り水の浸透を促進する。 ④根の保全と活性化 根上がりした樹木の根元を掘り、根の間に石をかませる等の措置を行い、根の安定化を図ります。 地面に縦穴を掘ること雨水の浸透促進や落ち葉や葉・藁等の有機物による根の活性化、根上がりした根の土深部への誘導を図る。

【様式 7】（課題 2） A 3 サイズ（横）/ 2 枚まで	【課題 2】 環境改善作業実施に向けた考え方 上記の課題や取り組み例を踏まえ、等々力溪谷公園の自然環境の保全への作業上の配慮、環境改善作業を指導監理者のもと実施するにあたり、留意点や心構えを記述すること。 なお、提案にあたっては、作業対象となる 別紙 2 で示す 4 つの環境 1 樹木の根の浮き上がり、 2 湧水地、 3 傾斜地、 4 オーバーハング、 別紙 2 （環境事例参考資料、平面図横断線図、横断図）を参考に企画提案すること。
【様式 8】（課題 3） A 3 サイズ（横）/ 1 枚まで	【課題 3】 資材搬入の考え方 仕様書（案）に記載の作業条件、資材一覧表を参考のもと、使用する資材の効果的な搬入方法を記述すること。
④ （課題 4） 見積書	
【様式 9】 見積表/ 1 式	令和 7 年度、8 年度、9 年度（事業者名入り、名なし）の 3 か年のそれぞれの取り組む業務について入札補助表のとり算出し、明示する。 別紙仕様書（案）のほか本プロポーザル提案を踏まえて作成する。

※企画提案あたっての別紙資料

下記の資料を参考とすること。

別紙 1 業務実施方針

別紙 2 環境事例参考資料（平面図、横断位置図、写真）

別紙 3 資材調達票（参考）（仕様書 docx 形式）※課題 3 の検討の参考資料とすること。

【参考資料 1】 等々力溪谷平面図、横断図

※ 1 3. 参考資料の貸与に則り手続きすること。

【参考資料 2】 等々力溪谷名勝区域保存管理計画（平成 1 5 年 3 月）一部抜粋

※ 1 3. 参考資料の貸与に則り手続きすること。

※企画提案における世田谷区発行の参考資料

世田谷区のホームページ上で掲載している下記の資料を参考とすること。

- ・世田谷区みどりの基本計画
- ・生きものつながる世田谷プラン（生物多様性地域戦略及び行動計画）
- ・等々力帰溪谷パンフレット

（3）審査委員会及び評価基準

提出された提案書（1 次審査書類）の審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、区職員で構成する審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

1 次審査実施予定日：令和 7 年 6 月上旬

（4）提案書の提出者を選定するための基準

提案書（1 次審査）の提出が 4 社以上の場合、以下の項目について評価し、ヒアリング（2 次審査）の参加予定者を 3 社程度に決定する。

【1次審査の項目】業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

選定の項目	評価項目
①業務実施体制	・適切な団体（企業等）か。 ・業務実施体制、業務分担が適正であり、円滑な業務を遂行できる体制となっているか。 ・担当者は本業務を的確に履行するための業務遂行能力（経験年数、能力等）を有しているか。 ・業務従事者は、担当する業務を的確に履行できる能力を有しているか。
②業務実績	・本業務にふさわしい業務実績を有しているか。
③等々力溪谷公園の樹林地健全化に向けた取り組み提案	・現状の課題を的確に捉えているか ・解決方法が具体的に提示され、適切な効果が期待できるか。 ・現地の実情を踏まえ、実現可能な施工方法か。
④見積書	・適正な価格となっているか評価する。

17. 1次審査結果の通知

1次審査通過者へは、2次審査招請通知を、令和7年6月中旬に郵送により送付する。なお、2次審査の会場や日時等の案内もあわせて通知する。2次審査へ招請を行わない事業者に対してもその旨を郵送にて通知する。

16. 2次審査の基準及び審査方法

2次審査は、提出された1次審査書類を用いてヒアリング審査を実施する。

(1) 審査委員会及び評価基準

2次審査は、世田谷区公園整備及び管理に関するプロポーザル方式業者審査会設置要綱に基づき、区職員で構成する審査委員会を設置し、下記審査項目及び別に定める審査要領に沿って点数を付け順位を決定する。

(2) ヒアリングの実施

提案書（1次審査書類）の内容について、配置予定の技術者及び作業者に対してヒアリングを実施し、審査する。

提案の説明は、①提出された提案書の説明（15分）、その後20分程度の質疑を行う。

説明に用いる資料は、①提出された提案書についての説明は、既に提出した提案書を用いて説明を行う。

プロジェクターおよびパソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること（スクリーンは区で用意）。

ヒアリング実施にあたっては、作業に従事する業務責任者、主たる技術者となる1級造園技能士は必ず出席すること。説明や質疑においては、担当する技術者が説明を行うこととする。事業者側の出席者は計5名までとする。

ヒアリングの流れ

説明項目	内容	時間
①提出された提案書についての説明	提出した提案書について説明を行う。説明に用いる資料は提案書に記載の内容のみとし、新たな資料の追加は認めない。	15分
②質疑応答		20分

ヒアリングの資料

説明項目	準備する資料等
① 提出された提案書について	1次審査書類を用いて実施する。事業者が用意する資料はなし。
②質疑応答	なし。

ヒアリング項目 業務の趣旨、参加条件を踏まえ以下の評価基準を定める。

審査項目		評価項目
ヒアリング	説明能力	・提案書の内容をよく補完し、簡潔かつ明快、論理的で一貫した説明となっているか。
	取り組み意欲	・本業務への取り組みに対して熱意や取り組み意欲があるか。
	技術者能力	・本業務を進めるうえで適正な監理技術者の能力か。 ・本業務を進めるうえで適正な技術者が配置されているか。 ・実績等から専門技術を十分に発揮できるか。
	取り組み体制	・取り組み事例や実績を踏まえ、本業務を履行できる能力が備わっていると判断できるか。

ヒアリング実施予定日：令和7年6月中旬

会場、日時等の詳細については、審査対象者に電子メールにより通知する。

17. 審査結果の通知

1次審査、2次審査結果を合計し、提案に対し最も高い評価を得た提出者を委託候補業者として選定する。審査結果は、令和6年6月下旬頃、提案書を提出した者に郵送により通知する。

18. その他

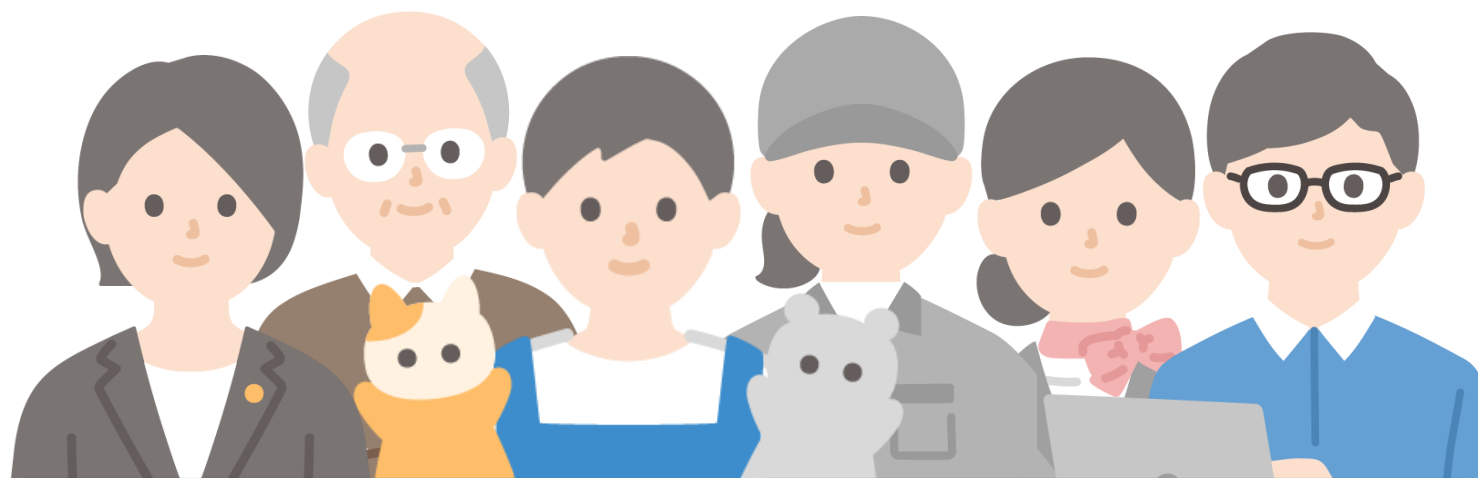
(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

- ・日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約等について

- ・ 契約保証金：免除
 - ・ 契約書作成の要否：要
 - ・ 審査の結果、第一順位の提案者を委託先の第一候補者として委託内容の詳細及び仕様について協議し、区及び候補者双方の合意に基づき契約を締結する。
 - ・ 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
 - ・ 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無：無
- (3) 参加表明書及び提案書の作成に関わる費用について
参加申込書及び提案書の作成ならびに提出にかかる業者の費用は、参加者の負担とする。
- (4) 記載内容の変更について
参加表明書及び提案書の提出後において、記載内容の変更は認めない。また、参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更することができない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならない。
- (5) 提案者の失格について
参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行なった提案者は失格とする。
- (6) 参加表明書及び提案書の取り扱い等について
- ・ 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。また、選定以外の目的に使用しない。
 - ・ 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (7) 労働報酬下限額について
区との契約では単年度で予定価格 2,000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3, 177円	さ く 岩 工	4, 208円	左 官	3, 507円
普 通 作 業 員	2, 848円	トンネル特殊工	3, 804円	配 管 工	3, 039円
軽 作 業 員	1, 966円	トンネル作業員	3, 294円	は つ り 工	3, 199円
造 園 工	2, 880円	トンネル世話役	4, 304円	防 水 工	3, 836円
法 面 工	3, 549円	橋りょう特殊工	3, 698円	板 金 工	3, 634円
と び 工	3, 496円	橋りょう塗装工	3, 772円	タ イ ル 工	2, 880円
石 工	3, 485円	橋りょう世話役	4, 314円	サ ッ シ 工	3, 411円
ブ ロ ッ ク 工	3, 241円	土木一般世話役	3, 443円	屋 根 ふ き 工	3, 602円
電 工	3, 464円	高 級 船 員	4, 059円	内 装 工	3, 507円
鉄 筋 工	3, 464円	普 通 船 員	3, 273円	ガ ラ ス 工	3, 358円
鉄 骨 工	3, 145円	潜 水 士	5, 302円	ダ ク ト 工	3, 145円
塗 装 工	3, 666円	潜 水 連 絡 員	3, 879円	保 温 工	2, 944円
溶 接 工	3, 932円	潜 水 送 気 員	3, 762円	設 備 機 械 工	2, 975円
運転手（特殊）	3, 241円	山 林 砂 防 工	3, 411円	交 通 誘 導 員 A	2, 147円
運転手（一般）	2, 699円	軌 道 工	6, 099円	交 通 誘 導 員 B	1, 870円
潜 かん 工	3, 932円	型 わ く 工	3, 369円	上 記 以 外 の 職 種	1, 460円
潜 かん 世 話 役	4, 707円	大 工	3, 230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1, 619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。